

# 上三川町立上三川小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義といじめ防止についての本校の基本姿勢

### (1) いじめの定義

○いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」より 平成25年10月 文部科学大臣決定）

### (2) いじめ防止についての本校の基本姿勢

本校では、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」\*ことを全教職員が共通認識し、「全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止」\*を重視するとともに、いじめの早期発見、組織的対応、地域・家庭・関係機関との連携を推進していく。

\* 「いじめの防止等のための基本的な方針」（前掲）より

## 2 いじめの未然防止のための取組

全児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの醸成

- ① いじめ防止集会
- ② いじめ防止標語の募集
- ③ 情報モラル教育の推進

### (2) 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成

- ① あいさつ運動
- ② 縦割り班（なかよし班）活動
- ③ 道徳の時間の充実

### (3) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

- ① 一人一人が活躍できる学習活動の充実
  - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
  - ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

- ② わかる授業の展開
  - ・発問や指導方法の工夫
  - ・言語活動の充実
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動
  - 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる心の醸成とコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科において、道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

#### (1) いじめの早期発見

- ① 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さずに指導していくことが必要である。
- ② 健康観察や生活態度がいつもと違う児童がいる場合には、学年や児童指導委員会等の場において気付いたことを共有し、多くの教員目で当該児童を観察する。
- ③ 当該児童に変化が確認できた場合には、児童に安心感をもたせるよう担任から働きかけるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、教育相談等で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「いじめアンケート（5・11月）」や「学校生活に関するアンケート（6・11月）」を行い、児童の人間関係や悩みの把握に努める。

#### (2) いじめの早期解決のための組織的対応

- ① いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員で情報を共有した上で、「いじめ対策委員会」で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童に対して、いじめを傍観しているのはいじめているのと同じであるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心のケアのため、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら解決にあたる。

#### (3) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① 日常的に家庭・地域との連携を密にし、いじめ等の問題行動に関する情報の収集に努める。
- ② いじめが確認されたときは、保護者に確認できた事実を伝えるだけでなく、解決に向けた学校の取組について説明し、理解を得るようにする。
- ③ 解決が難しい事案の場合には、中央児童相談所や医療機関、警察等の関係機関との適切な連携を図る。そのためにも、普段から関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、必要に応じて早期に関係機関との連携を図る。

#### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

##### (1) 校内の組織

###### ① 児童指導連絡会

月1回全教職員で問題を抱える児童について、現状や指導に関する情報の交換及び対応についての話し合いを行う。

###### ② いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関する取組を効果的に行うため、校長、教頭、児童指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ対策委員会を設置する。いじめ対策委員会は、上三川小学校いじめ防止基本方針の策定や見直しも行う。

また、いじめが確認された場合、情報の共有と解決に向けた対応について協議する。必要に応じて、当該児童と関係の深い教職員等を構成員に加える。

##### (2) 教育委員会はじめ家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急かつ重大ないじめ問題が発生した場合、緊急いじめ対策委員会を開催する。構成員は以下のとおりとするが、必要に応じてこれ以外の参加者も招へいできる。

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー、PTA役員等

#### 5 いじめの未然防止に向けた取組の時期と内容

	月	内 容
一 学 期	4月	・特別支援委員会、なかよし班顔合わせ なかよし班清掃
	5月	・児童指導連絡会、家庭訪問
	6月	・なかよし班活動
	7月	・教育相談、特別支援委員会、なかよし班活動
	8月	・上三川町いじめ未然防止研修会
	9月	・なかよし班活動
二 学 期	10月	
	11月	
	12月	・人権集会、教育相談、特別支援委員会
	1月	・なかよし班活動
	2月	・なかよし班活動
	3月	・特別支援委員会